

1. 「権利の乱用」という市長発言について

地方自治法上で定められた条例制定請求は住民の方々の正当な権利行使であり、時期の制限はありません。貴団体による今回の条例制定請求ももちろん適法正当なものであり、そうであるからこそ、市長としても正式に受理し、意見書を付して議会に提出いたしました。

そもそも、地方自治法に基づく直接請求による住民投票は、間接民主制を補完する制度であり、重要事項の判断について、直接住民に賛否を確認する必要がある場合には、一定の機能を有する制度であると考えています。

ただ、これまでも申し上げてきましたが、市民の代表である市議会の意思決定後の住民投票は、それまでの市議会における議論・判断を無にすることになりかねません。しかも、今回の新庁舎整備の案件は、市議会のコンセンサスを得ながら進めてきた事業であり、本年 2 月議会では建設工事費の大部分を占める令和 7 年度までの予算が可決されるまでに至っていました。今の時点で事業を一旦とめてしまうと、少なくない市民負担も生じてしまいます。

そういった観点で見ると、今回の住民投票条例の直接請求は、法的には適法正当なものではありますが、「いささか遅かった」とか「もっと早い段階で住民投票が行われるのであれば、もう少し意味のあるものになったのではないか」等と感じる市民もいらっしゃるのではないかと、そのような考えを持ちましたので、「ある意味、権利の濫用と言ってもいいんじゃないかと思う」と申し上げたところです。

ここで、私の発言中の「ある意味」とは、「視点を変えて見たときには、そのように考えることもできる」という含意があり、私もそのような意図で申し上げたものです。貴団体は「権利の濫用」という一つの言葉だけを捕えて問題にされているように思われますが、むしろ「ある意味」という言葉に着目していただきつつ私の発言全体を聞いてもらえれば、私の言わんとしているところを理解していただけるものと思います。

以上、私の発言の意図・真意は上記のとおりでありますので、発言を撤回する意思はありません。

なお、一言申し上げるとすれば、今回の住民投票条例案の選択肢は、住民の方々の自由な意思を反映できる明確なものになっていませんでした。加えて、直接請求の請求者が市議会の意見陳述の場で、条例の根幹である選択肢を変えていただくことを歓迎するという趣旨の発言をされたことは、条例案の説明を受け、同意をされ、署名された市民を軽視するものであったのではないかと感じています。

2. 議会での意見陳述への市長の発言について

まず、貴団体が問題とされていると思われるテレビニュースの録画を見返しましたが、私の発言を引き出した記者の質問が割愛されておりました。ご指摘い

ただいた私の発言に関しましては、大勢の記者とのやり取りの中で、主に報道のあり方について申し上げたものであり、貴団体に対して申し上げたものではございません。

当該ニュースでは「うちは広報しようとしている。それをねじ曲げて言われては困る」という字幕が出ていましたが、音声を聞いていただければ分かる 것으로、私は、「うちは広報してもらおうと思って、あの、やってるわけですから、それを意図的に、何かその、ねじ曲げられて広報されたんじゃないかと困るわけで」と発言しています。誤った字幕による誤解です。

その上で、ここで、新庁舎整備に関する松江市の広報活動とそれに対する貴団体の市議会における意見陳述について一言申し上げます。

これまでも申し上げてきたことではありますが、本市が毎月発行している市報に掲載すべき内容は市政全般にわたるため、新庁舎整備に関する内容のみを大きく取り上げるとは誌面の都合から困難であると考えています。

そこで、本事業につきましては、これまで市報だけではなく、市のホームページや行政資料コーナーのほか、各地域の公民館のご協力や全戸回覧などのさまざまな方法を通じて市民の皆さまにお知らせしてまいりました。

市報については、紙面の情報量が多過ぎるとかえって読んでいただけないことも懸念されたことから、情報を得ていただく「きっかけ」として要点のみを掲載する場合もございました。その場合も、「松江市 新庁舎で検索」などと表記して、市のホームページを見ていただけて多くの情報に接してもらえるよう努力してきたつもりです。

このほかにも、市長の記者会見や、報道機関への情報提供なども積極的に行っており、当時の新聞報道やテレビのニュースなどでは、折々で大きく取り上げられたものと考えています。

私としましては、市の広報活動の全体を見ていただきかけたという思いがありましたので、貴団体が市議会での意見陳述において、市の広報活動のうちのごく一部分を強調されて主張されたことに対しては残念に思います。

しかし、今回の件を通じて、市民の皆さまに市の事業をお伝えすることの重要性について改めて認識したところです。今後も、一人でも多くの市民の皆さまに本事業に関心を持っていただけるよう、積極的に広報広聴に努力してまいります。

3. 市民アンケートの実施について

市としては、新庁舎整備事業だけでなく、市政全般について市民の皆さまのご理解とご協力を得る努力は今後も続けていく必要があると考えています。

今回、市議会であったアンケートに関する発言は、「提出された条例案が求める内容は、住民投票をするまでもなくアンケート形式でも十分把握可能なもの

であった」という趣旨であると理解しており、「住民投票の代わりに、これからアンケートを実施すべき」という意味ではないと受け止めています。

これまで、新庁舎整備事業に関する市民の皆さまからのご意見については、特に市民の代表である市議会でのご審議はもとより、パブリックコメントやワークショップなどを通じ反映してきたものです。その上で、本年2月議会では建設工事費の大部分を占める令和7年度までの予算が既に可決され、この予算を前提に、実施設計が10月に完成したところです。従って、ご指摘のような市民アンケートを実施する考えはありません。